

議 案 第 5 号

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年6月11日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築基準法施行令の一部を改正する政令及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行令の制定に伴い、容積率の算定方法及び既存の建築物に対する制限の緩和についての規定を整備するため。

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年松戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第4項中「の各号」を削り、同項第1号中「第8条第3項において「自動車車庫等」という。）の用途に供する部分」を「）の用途に供する部分（第8条第3項において「自動車車庫等部分」という。））」に改め、「合計の和」の次に「。次号から第5号までにおいて同じ。」を加え、同項中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号を第6号とし、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（第8条第3項において「備蓄倉庫部分」という。）の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を限度とする部分
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（第8条第3項において「蓄電池設置部分」という。）の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を限度とする部分
- (4) 自家発電設備を設ける部分（第8条第3項において「自家発電設備設置部分」という。）の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする部分
- (5) 貯水槽を設ける部分（第8条第3項において「貯水槽設置部分」という。）の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする部分

第6条の2第4項に次の1号を加える。

- (9) 低炭素建築物（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条第3項の低炭素建築物をいう。）の床面積のうち、同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）第13条に定め

る部分

第8条第1項中「の各号」を削り、同条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「自動車車庫等の用途に供するものである」を「おいて自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分となる」に改め、同項第2号中「増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分」を「増築前における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の部分」に、「」における自動車車庫等の用途に供しない部分」を「」における当該部分」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計又は貯水槽設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、次のアからオまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計にそれぞれアからオまでに定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が次のアからオまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計にそれぞれアからオまでに定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること。

ア 自動車車庫等部分 5分の1

イ 備蓄倉庫部分 50分の1

ウ 蓄電池設置部分 50分の1

エ 自家発電設備設置部分 100分の1

オ 貯水槽設置部分 100分の1

第8条第4項及び第5項中「の各号」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。